

令和4年6月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和4年6月25日(土) 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	8番	杉 為昭
職務代理者	5番	日笠山 隆	委員	9番	河本 アツミ
委員	1番	日高 仙三	委員	10番	牛越 紀幸
委員	2番	中村 裕臣	委員	11番	岩本 延男
委員	3番	中村 逸夫	委員	12番	中村 正幸
委員	6番	鮫島 繁樹	委員	13番	日笠山 昭代
委員	7番	深田 広文	委員	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告第6号 合意解約等について

第 3 議案第28号 農地法第3条の規定による許可について

第 4 議案第29号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

○事務局

皆さんおはようございます。

時間前ですけれども、皆さんそろっておりますので、早く終わらせたいと思いますので、よろしくお願いします。

事務局が2人ですが、1人体調が悪いということで、休んでおります。ご迷惑かけるかもしれませんが、よろしくお願いします。

それでは、定刻、定足数に達しておりますのでこれから、令和4年6月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。

開会にあたり、会長にご挨拶をいただきその後、議事進行をお願いいたします。

○会長

皆さんおはようございます。

今、事務局のほうから説明がありましたけれどもちょっと変則的な開催の曜日になりました。令和4年6月西之表市農業委員会定例総会につきましては、6月議会の日程調整で本日土曜日の開催になりました。委員の皆様には、出席をいただき、ありがとうございます。

また、梅雨に入りまして、梅雨らしく雨が降っていましたが、この2、3日非常に天候がよくなって、私の隣でもちょっと熱中症気味の方がおりました。体がまだ暑さに慣れておりませんので、皆さん熱中症には気をつけていただきたいと思います。

また、今会期中の6月議会で、一般質問におきまして、12人が質問に立ち、7人の方が、皆さんご存じのように肥料飼料燃油等、農業資材の高騰についての質問があったところです。物価が上昇をしております、農家にとっては非常に経営も大変かと思っておりますけれども、我々も何か力になれることがあったらなあと思っております。

また、キビのほうは今年の結果が出ておりますけれども、総生産量が152,542トン、天候に恵まれて5年ぶりの水準だということです。ちなみに西之表は、反収が6トン728、平均糖度が14.04と、群を抜いて糖度のほうは、西之表がよかったようです。以上報告でした。

また、皆さんも、放送等で聞いていることと思っておりますけれども、まだまだ新型コロナがぽつぽつと発生をしているところです。今後とも、手洗い、うがい、マスク着用など、感染予防をお願いいたします。

簡単ではございますけれども、開会の挨拶といたします。

本日の議事運営をスムーズに進みますよう、皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。

○議長

それでは本日の会議を開催いたします。

本日の日程は配付しております。議事日程のとおりです。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

11番 岩本委員、12番 中村委員を指名いたします。

○議長

続きまして日程第2、報告第6号「合意解約等について」です。事務局説明をお願いいたします。

○事務局

日程第2、報告第6号「合意解約等について」を説明いたします。資料は、1ページから2ページになります。

今月の合意解約は、1番から8番の8件で、台帳、現況地目、田2筆、2,513平米、畑11筆、12,899平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

続きまして、日程第3、議案第28号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。説明をお願いします。

○事務局

日程第3、議案第28号「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。資料は、3ページをご覧ください。

今月は、所有権移転3件、使用貸借権1件、合計4件の申請がありました。

まず1番です。上西横山地区です。台帳現況畑の2筆で、現況面積2,820平米を、使用貸借により5年間借り受けるものです。なお、借り人は、経営面積が2,820平米となり、下限面積の20アールを超えます。

続きまして2番です。上西横山地区です。台帳、現況地目、畑の1筆で、現況面積899平米を売買により所有権移転するものです。

続きまして3番です。榕城の城地区です。台帳現況地目畑の1筆で、現況面積548平米を、売買により所有権移転するものです。

続きまして4番です。伊関、沖ヶ浜田地区です。台帳、現況地目、畑の2筆で、現況面積3,297平米を贈与により所有権移転するものです。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。続いて担当委員のほうから順次報告をお願いいたします。整理番号1、2については私が担当の区域ですので、報告をしたいと思います。

○4番委員

整理番号1ですけれども、これは、親から子への使用貸借ということで、貸し人の息子さんに6月19日13時30分に担当推進委員立会いのもと、現地を確認いたしました。

お父さんが高齢になったということで、息子が新規に就農をするということでございます。

ただいま息子さんが、青年等就農計画の認定に向けて、今、手続をしているところで、現地を確認したところ、ロータリー耕を済ませて、牧草を植えておりました。

整理番号2番です。19日の13時に、譲渡人、譲受人、推進委員の立会いのもと現地を確認しました。これは、譲渡人が中種子町在住ということで、私もちょっと

と気になったのですけれども、譲受人のお父さんはもともと西之表市の方で、譲受人は、中種子町に嫁いだということで現在、中種子町在住とのこと。この方は、中種子町で就農し、農業をしております。

今回の件は、昭和51年に譲渡人のお父さんが具合が悪いということで、この譲受人の方に譲ったそうです。

それから40年か50年間経っていますけれども、当時、名義変更がなされていなかったために今回の申請になったということです。

これまでずっと、譲渡人が、税金をずっと支払っていたということで、支払った税額も調べてもらった結果、この対価となったそうです。以上です。

○議長

整理番号3を5番委員お願いします。

○5番委員

5番です。整理番号3について説明します。6月22日の8時より現地調査を行いました。

譲渡人は高齢で今、施設に入所されているということで奥さんと譲受人の法人から2名、私とたまたま担当推進委員が牛のセリだったため、別の推進委員をお願いして、現地を確認しております。

譲渡人が譲受人の法人にお願いして買ってもらったということだそうです。

現地はキビを新植されておまして、譲受人の法人ではキビをしばらく作ってから先で安納芋を作りたいという意向でした。

農地第3条第2項の各号に該当しないので、許可相当と考えます。ご審議よろしくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続きまして整理番号4を8番委員お願いします。

○8番委員

8番です。整理番号4について説明いたします。

6月23日午前に担当推進委員、並びに、譲渡人、譲受人立会いのもと現地を確認いたしました。

まず先にお話ししておきたいのは、譲渡人の亡くなられた旦那さんと譲受人は兄弟ということをお話をさせていただきたいと思えます。

譲渡人の労働力不足並びに両方とも親の方が持つておられた土地ということで、財産分与という観点からも、贈与という形でお互いに納得の上、成立した案件でございます。

1枚の畑にはサトウキビ、それからもう1枚の畑にはサツマイモの苗床とサトウキビを植えておられて、適切に管理をされたということを申し添えておきます。

許可妥当と思えますので皆様のご審議よろしくをお願いします。以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま、担当委員また事務局のほうから説明がありました。この件につきまして皆さんのほうから質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。

○12番委員

12番です。この3番の値段ですが、面積の割にかなり高いですが説明をお願いします。

○5番委員

5番です。さっきも言ったのですが、譲渡人が、3か月ちょっと入院していて、帰ってきたら痴呆の状態になっていたのだそうです。それで施設に入所されまして、奥さんもどうしようもないということで、この値段でお願いして買ってもらったということです。

○議長

よろしいでしょうか。ほかに。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、これから議案第28号「農地法第3条の規定による許可について」の採決をいたします。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

はい、ありがとうございます。

全会一致で賛成ですので、本案は、許可することに決定をいたしました。

○議長

続きまして、日程第4、議案第29号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。

議案説明の前に、利用権設定「整理番号4」は、14番委員が利用設定を受ける者になっております。

また、13番委員が、利用権設定を受ける者と任意団体を立ち上げており、利害関係となりますので、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」の規定によって、13番委員及び14番委員は、議事に参与できません。

従いまして、議事の進行上の「農用地利用集積計画策定に係る意見について」のうち、「利用権設定整理番号4」を先に審議し、その後、残りを審議したいと思えます。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長

はい。それではまず、議案第29号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の議案説明を全部通してお願いをいたします。

○事務局

日程第4、議案第29号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明いたします。

利用権の設定についてです。4ページをお開きください。

1段目です。期間が令和4年7月1日から令和7年6月30日までの3年間、地目畑、面積2,501平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和4年7月1日から令和9年6月30日までの5年間、地

目田、面積1, 356平米、地目畑、面積6, 005平米の合計面積、7, 361平米、利用権の設定をする者3名、受ける者3名です。

3段目です。期間が令和4年8月1日から令和9年7月31日までの5年間、地目畑、面積2, 097平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。今回は、更新分となります。

内訳につきましては、5ページを、詳細につきましては、6ページから11ページをご覧ください。

続きまして、所有権の移転についてです。12ページをお開きください。

1段目です。移転時期は令和4年7月1日、地目畑、12, 636平米、所有権の移転をする者3名受ける者2名です。

内訳につきましては、13ページを詳細につきましては、14ページから23ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。まず所有者から県の地域振興公社への利用権設定を説明いたします。24ページをお開きください。

1段目です。期間が、令和4年7月1日から令和9年6月30日までの5年間、地目畑、面積2, 818平米、利用権を設定する者1名、受ける者1名です。

内訳については、25ページを詳細につきましては、26ページをご覧ください。

続きまして、県の地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明いたします。27ページをお開きください。

1段目です。期間が、令和4年7月1日から令和9年6月30日までの5年間、地目畑、面積2, 818平米、利用権の設定をする者1名、受ける者1名です。

内訳につきましては、28ページを、詳細につきましては、29ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。それでは利用権設定「整理番号4」について農業委員会法第31条の「議事参与の制限」の規定によって、13番委員及び14番委員の退室を求めます。

(13番委員、14番委員退室)

○議長

事務局、3番のほうは、大丈夫ですか。

○事務局

3番については、推進委員が利用設定を受ける者になっておりますが、推進委員には議決権がありませんので、「議事参与の制限」には当たりません。

○議長

はい、すいません。申し訳ありませんでした。それでは担当委員の報告をお願いいたします。

整理番号4につきまして12番委員報告をお願いいたします。

○12番委員

12番です。整理番号4について報告いたします。

借り人は、お茶を作っている古田校区在住の認定農家です。茶の実を採って、それを食用、化粧品とかに使われるそうです。

貸し人は、高齢となり、大して畑作業も出来ませんので、今回の契約となったそうです。

借り人は、農業機械も一式そろっており、経営、技術においても、何ら申し分ありません。

貸し人とは電話で確認をとりました。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま、担当委員のほうから報告がありました。

この件につきまして、皆さんのほうから質疑等ありましたら、挙手をお願いをいたします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので、質疑を終わります。これから議案第29号、利用権設定「整理番号4」の採決を行います。

原案のとおり、承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。全会一致で賛成ですので、議案第29号、利用権設定「整理番号4」は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

13番及び14番委員入室をお願いいたします。

(13番委員、14番委員入室)

○議長

それでは続きまして、同議案第29号のうち、利用権設定「整理番号4」以外について、担当委員の報告をお願いいたします。

整理番号1について、2番委員、お願いいたします。

○2番委員

2番です。整理番号1について報告させていただきます。

6月23日朝8時より、借り人立会いのもと、担当推進委員とともに、3名で現地調査を行いました。

現地は、合意解約で解約されたばかりの上石寺のガソリンスタンド裏の道に入る畑であります。畑は、今、ロータリー耕をされており、牧草を今後植えるそうです。

借り人は、小牧野在住のたばこ、牛、米をやっている農家で、近くの圃場を牧草地として借りていて、面積拡大のために、畑を探していたということで今回の申請となったそうです。

貸し人には、電話にて、確認をとっておりますので、許可相当と考えます。以上です。

○議長

続きまして整理番号2について10番委員報告をお願いいたします。

○10番委員

10番です。整理番号2について報告いたします。

6月24日、借り人立会いのもと、現地確認を行いました。

当農地は、2年前まではB判定の農地で、ずっと放置されていた状態でありました。しかし借り人が手を加え、再生可能な状態にまで回復させ、今回の申請に至ったようです。耕作するにはもう少し時間がかかります。予定では、牧草を植えるとのことでした。

借り人は、農業技術機械等、問題なく、申請どおり間違いありません。

双方確認のもと、許可相当と考えます。以上です。

○議長

続きまして、整理番号3について12番委員、報告をお願いします。

○12番委員

12番です。整理番号3について報告いたします。

6月21日午後5時半、借り人立会いで現地調査を行いました。

この物件は、更新物件です。

借り人はサトウキビを中心とした現和校区在住の大規模な認定農家です。

貸し人は、借り人の叔父に当たります。

現在、畑にはサトウキビを植えていました。

借り人は農業機械も一式そろっており、経営技術においても、何ら申し分ありません。

貸し人とは電話で確認をとりました。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

はい。続きまして、整理番号5について13番報告をお願いいたします。

○13番委員

はい、13番委員です。整理番号5について、6月21日、現地調査を行いましたので報告をいたします。

借り人は、住吉で精脱工場を営む農地所有適格法人です。

貸し人は、南種子町在住の土地持ち非農家です。以前、貸していた方が作らないということで、借り人をあっせんし、今回の申請となりました。

現在は、きれいにロータリー耕がされ、サトウキビを作付けするとのことでした。

借り人は、サトウキビの作付けの拡大を目指しており、農業技術においても申し分ありません。

貸し人には電話にて確認しており、許可相当と考えます。以上です。

○議長

はい。続きまして所有権移転整理番号1、2について1番委員報告をお願いいたします。

○1番委員

はい、1番です。所有権の移転、整理番号1、2について説明いたします。

所有権の移転を受ける者が同一ということですので、同時に、説明させていただきます。

6月23日の7時から、所有権の移転を受ける者、担当推進委員とともに現地調査を行いました。

所有権を移転する者に関しましては、兄弟関係にあり、農地に関しましても、九州農業試験場の裏手にある農地3筆であります。

所有権の移転を受ける者は、農地所有適格法人でありまして、園芸作を中心とした大規模農家であります。

この農地に関しましては、九州農業試験場が、試験畑として農地法第3条で借りていた訳ですが、今回、返すということで相談を受け、今回の申請になったということであります。

今はロータリー耕をしておりました。これから園芸を中心に作付けをしていくということでありました。

所有権の移転をする者に関しましては、電話で、また、自宅に行って確認をしております。

双方、確認いたしました。申請どおり間違いありませんでした。以上です。

○議長

ありがとうございました。続きまして整理番号3について13番委員報告をお願いします。

○13番委員

13番委員です。整理番号3について報告いたします。譲受人は、住吉在住の認定農業者です。

譲受人は、譲渡人の売りたいという意向を受けて、今回、購入することとなりました。譲受人は、場所的にも近く、1枚で7反という畑に利用価値を感じ、今回の申請となりました。

現地はこれまで安納芋を作付けしていた畑なので、1、2年様子を見ながら、サトウキビを作付けする予定とのことでした。

譲渡人には電話にて確認しており、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局また担当委員から説明、報告がありました。本件につきまして皆さんから質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

○議長

無いようですので質疑を終了し、これから議案第29号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の利用権設定「整理番号4」以外の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の議事は終了しました。

会 長 _____ 印

11 番 委 員 _____ 印

12 番 委 員 _____ 印